

18 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
		期首滞納		新規発生滞納		合 計					
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
所 得 税	源 泉 分	件 3,720	百万円 1,178	件 829	百万円 427	件 4,549	百万円 1,605	件 952	百万円 384	件 3,597	百万円 1,221
	申 告 分	12,342	3,243	14,349	2,864	26,691	6,107	12,149	2,271	14,542	3,836
	計	16,062	4,421	15,178	3,291	31,240	7,712	13,101	2,655	18,139	5,057
法 人 税		1,340	824	1,544	1,484	2,884	2,308	1,303	1,298	1,581	1,010
相 続 税		71	2,089	389	861	460	2,950	370	2,878	90	72
消 費 税		15,488	外 1,235 4,495	14,925	外 2,582 9,161	30,413	外 3,817 13,656	10,857	外 2,022 7,185	19,556	外 1,795 6,471
そ の 他		889	181	1,491	185	2,380	366	1,269	216	1,111	150
合 計		33,850	外 1,235 12,010	33,527	外 2,582 14,982	67,377	外 3,817 26,992	26,900	外 2,022 14,232	40,477	外 1,795 12,760

調査対象等： 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

- (注)
- 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。
 - 2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。
 - 3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。
 - 4 「相続税」には贈与税を含む。
 - 5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。
ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

年 度	要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
	期首滞納		新規発生滞納		合 計					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
令和 2 年 度	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
	外 1,059	外 1,306	外 2,365	外 1,216	外 1,149	外 1,149				
	39,574	10,392	18,274	7,692	57,848	18,084	20,281	8,404	37,567	9,680
令和 3 年 度	外 1,149	外 1,854	外 3,003	外 1,639	外 1,364	外 1,364				
	37,567	9,680	24,554	10,704	62,121	20,384	23,053	9,459	39,068	10,925
令和 4 年 度	外 1,364	外 1,828	外 3,192	外 1,773	外 1,419	外 1,419				
	39,068	10,925	21,881	13,015	60,949	23,940	22,619	10,515	38,330	13,425
令和 5 年 度	外 1,419	外 1,483	外 2,902	外 1,667	外 1,235	外 1,235				
	38,330	13,425	15,670	8,009	54,000	21,434	20,150	9,424	33,850	12,010
令和 6 年 度	外 1,235	外 2,582	外 3,817	外 2,022	外 1,795	外 1,795				
	33,850	12,010	33,527	14,982	67,377	26,992	26,900	14,232	40,477	12,760

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税 務 署 名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
富 山	4,295	827,457	5,598	2,261,874	9,893	3,089,331	4,293	1,676,194	5,600	1,413,137
高 岡	2,901	493,866	3,134	1,135,124	6,035	1,628,990	2,271	875,934	3,764	753,056
魚 津	1,385	193,968	1,676	529,396	3,061	723,364	1,211	393,337	1,850	330,026
砺 波	770	109,769	1,147	350,638	1,917	460,407	834	264,039	1,083	196,368
富 山 県 計	9,351	1,625,060	11,555	4,277,032	20,906	5,902,092	8,609	3,209,504	12,297	2,692,587
金 沢	5,946	1,178,264	7,809	3,508,953	13,755	4,687,217	5,891	2,689,313	7,864	1,997,904
七 尾	467	56,018	786	265,281	1,253	321,299	494	173,389	759	147,910
小 松	1,798	364,930	2,935	966,576	4,733	1,331,506	2,075	778,368	2,658	553,138
輪 島	210	25,337	22	5,640	232	30,977	31	7,083	201	23,894
松 任	1,299	215,088	1,930	811,240	3,229	1,026,328	1,482	601,557	1,747	424,771
石 川 県 計	9,720	1,839,637	13,482	5,557,690	23,202	7,397,327	9,973	4,249,710	13,229	3,147,617
福 井	4,231	841,175	3,280	1,717,950	7,511	2,559,125	3,201	1,601,534	4,310	957,591
敦 賀	904	168,481	768	456,740	1,672	625,221	763	387,913	909	237,308
武 生	2,080	344,696	1,557	533,856	3,637	878,552	1,594	536,964	2,043	341,588
小 浜	435	88,785	440	132,978	875	221,763	407	148,990	468	72,773
大 野	232	42,007	399	139,521	631	181,528	380	129,106	251	52,422
三 国	1,515	282,058	869	342,975	2,384	625,033	936	366,757	1,448	258,277
福 井 県 計	9,397	1,767,202	7,313	3,324,020	16,710	5,091,222	7,281	3,171,264	9,429	1,919,959
局 引 受 分	5,382	6,778,189	1,177	1,822,796	6,559	8,600,985	1,037	3,601,084	5,522	4,999,900
総 計	33,850	12,010,089	33,527	14,981,537	67,377	26,991,626	26,900	14,231,563	40,477	12,760,063

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

19 還 付 金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	千円
令 和 2 年 度	105,744,298
令 和 3 年 度	118,471,154
令 和 4 年 度	137,726,564
令 和 5 年 度	155,248,367
令 和 6 年 度	146,755,396
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	35,408,912
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	3,468,579
法 人 税	17,518,896
消 費 税 及 地 方 消 費 税	87,116,592
そ の 他	3,242,417
還 付 金 合 計	146,755,396

調査期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日
(注) 還付加算金を含む。